



平成 29 年 5 月 2 日

各 位

上場会社名 住友不動産販売株式会社
代表者 代表取締役社長 田中 俊和
(コード番号 8870)
問合せ先 代表取締役専務執行役員企画本部長 荒井 宏
(TEL 03-3346-1027)

**支配株主である住友不動産株式会社による当社株式に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ**

当社の支配株主（親会社）である住友不動産株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、当社の普通株式に対する公開買付けを平成 29 年 3 月 21 日から平成 29 年 5 月 1 日まで実施しておりましたが、その結果について、公開買付者より添付資料のとおり報告を受けましたので、お知らせいたします。

以 上

（添付資料）

平成 29 年 5 月 2 日付「住友不動産販売株式会社株式（証券コード：8870）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」



平成 29 年 5 月 2 日

各 位

会 社 名 住友不動産株式会社
 代表者名 代表取締役社長 仁島 浩順
 (コード番号：8830、東証第 1 部)
 問合せ先 企画課長 茂木 哲也
 (TEL. 03-3346-2342)

**住友不動産販売株式会社株式（証券コード：8870）に対する
 公開買付けの結果に関するお知らせ**

住友不動産株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 29 年 3 月 17 日、住友不動産販売株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部、コード：8870、以下「対象者」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 29 年 3 月 21 日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが平成 29 年 5 月 1 日をもって終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 住友不動産株式会社
 所在地 東京都新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号

(2) 対象者の名称

住友不動産販売株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
16,929,596 株	—	—

(注 1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。上記「買付予定数」欄には、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者が平成 29 年 2 月 14 日に提出した第 43 期第 3 四半期報告書（以下「対象者第 43 期第 3 四半期報告書」といいます。）に記載された平成 28 年 12 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（57,200,000 株）から、対象者が平成 29 年 2 月 7 日に公表した平成 29 年 3 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「対象者平成 29 年 3 月期第 3 四半期決算短信」といいます。）に記載された平成 28 年 12 月 31 日現在対象者が所有する自己株式数（50,404 株）及び平成 29 年 3 月 21 日時点で公開買付者が所有する対象者株式数（40,220,000 株）の合計数を控除した株式数になります。

(注 2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って対象者の株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い、公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注 3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

平成 29 年 3 月 21 日（火曜日）から平成 29 年 5 月 1 日（月曜日）まで（30 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 3,600 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 29 年 5 月 2 日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株 券	15,349,859株	15,349,859株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ()	—株	—株
株券等預託証券 ()	—株	—株
合計	15,349,859株	15,349,859株
(潜在株券等の数の合計)	—	(—株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	402,200 個	(買付け等前における株券等所有割合 70.38%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	1,484 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.26%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	555,698 個	(買付け等後における株券等所有割合 97.24%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	570,608 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者第43期第3四半期報告書に記載された平成28年12月31日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式を含む対象者の発行している全ての普通株式（但し、対象者の所有する自己株式を除きます。）を公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第43期第3四半期報告書に記載された平成28年12月31日現在の発行済株式総数（57,200,000株）から、対象者平成29年3月期第3四半期決算短信に記載された対象者の保有する自己株式数（50,404株）を控除した株式数（57,149,596株）に係る議決権の数（571,495個）を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日
平成29年5月11日（木曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、本公開買付けに係る公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載の内容から変更はありません。

対象者の普通株式は、本日現在、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員に対し、その有する対象者の普通株式の全てを売り渡すことを請求することにより、対象者を完全子会社化することを予定しておりますので、その場合、対象者の普通株式は所定の手続を経て上場廃止となり、上場廃止後は、株式会社東京証券取引所市場第一部において取引することができなくなります。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

住友不動産株式会社 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

住友不動産株式会社関西支店 大阪市北区中之島三丁目2番18号

（注）上記の関西支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上